

令和5年度

第1回社会教育委員会議

～社会教育を推進するために～

長岡京市教育委員会 生涯学習課

- ▶ 社会教育と生涯学習について
- ▶ 「社会教育を推進するために」について
- ▶ 社会教育委員について

社会教育

教育基本法

第十二条（社会教育）

- ▶ 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- ▶ 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育法

第二条

- ▶ 「社会教育」とは、学校教育法に基き、**学校の教育課程**として行われる**教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動**(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

生涯学習

- ▶ 「生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して、**生涯にわたって行う学習**を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である」

1981(昭56)年中央教育審議会答申「生涯教育について」

平成2年 生涯学習振興法の制定

生涯学習審議会の設置

生涯学習

- ▶ 「生涯学習」という言葉は、**一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習**、すなわち、**学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味**で用いられます。
- ▶ また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。

生涯学習

社会教育

家庭教育

学校教育

個人的な学習

社会教育を推進するために

▶ 社会教育を進める方向性

▶ 基本目標

▶ 基本施策

▶ 具体的な取組

生涯学習課をはじめ

担当課、関係機関で共有

令和5年度 長岡京市教育委員会

社会教育を推進するために

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応していくとともに、本市の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組みます。そのため、SDGsの視点を取り入れ、一人一人の生涯にわたる学びを支援し市民がつながる地域づくりを促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組の推進に努めます。

生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

① 生涯を通じた学びの機会の充実

いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことのできる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現を目指します。学習情報の提供や相談体制(生涯学習相談員)の充実など、様々な学習支援を行います。

- 公民館市民講座等開設事業
- 市民企画講座、少年少女発明クラブ、子育て講座、熟年生き生き講座等
- 中央生涯学習センター事業
- 見込み・各休み親子企画、パンビオライブ、文学講座、3Dプリンター教室、講座等

② 地域へ広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進め、「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進します。

- 社会教育推進事業
- 社会教育関係団体への支援
- 公民館市民講座等開設事業
- 市民企画講座
- 各種団体サール等活動支援事業
- サールの施設利用促進、公費連携等

③ 人を育む読書活動の推進

自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていくように、子どもの読書活動を推進します。また、誰もが生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

- 図書館サービスの推進、充実
- 乳幼児から大人まで、全ての年代に向けた読書啓発のためのイベント、講演会、図書展示等の実施、本の配送(アウトリーチ)サービス等
- 読書活動の充実(小・中学校)
- 図書館司書の配置、読書啓発活動の推進等

④ 人権教育・多様性への理解の推進

基本的な人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、様々な人権問題について学ぶ機会の創出や課題を解決するための学習活動を推進します。

- 人権教育・啓発推進事業
- 人権問題研究市民集会、人権啓発作品募集、人権学習会や研修会の実施
- 人権教育の充実(小・中学校)
- 人権啓発標語やポスターの取組等

文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

① 文化・芸術の振興

文化や芸術を学ぶことを通じて、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備とその活動を推進します。また、文化施設を活用し、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

- 文化・芸術のまちづくり事業
- 民間芸術劇場、駅前広場コンサート等
- 文化活動推進、支援事業
- 名月の宴、市民文化まつり、長岡京展、市民文化教室、文化講座等

② スポーツの振興

いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指します。市民、各種団体との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブの支援により市民のスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上にむけた取組を支援します。

- 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- 全小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立
- スポーツ交流推進事業
- 青葉カップ全国小学生バドミントン大会、市民大運動会等
- スポーツ施設環境の整備
- 各施設の維持管理、市民のライフステージに応じた市民スポーツ活動の充実
- 学校体育、スポーツ活動の推進(小・中学校)
- 体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等

③ 文化財の保存と活用

地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信していきます。また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めます。

- 総合的な文化財保存活用の推進
- 文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進(歴史文化のめぐり、7つのものがたり事業など)
- 歴史講演会の開催
- 新庁舎での歴史資料の展示公開に向けた検討
- 「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集、調査・保存

長岡京市第2期教育振興基本計画

基本理念

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

目指す人間像

思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人
何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人
幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支援する地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。また、新たに設置した学校運営協議会を、効果的・継続的な活動となるよう引き続き支援していきます。

- 地域見守り活動の推進
- 校区ごとのパトロールや安全・安心長岡京子ども給食の実施、たそがれコンサート、中学生とトーク等
- 地域で支える中学校教育支援事業
- 地域コーディネーターの配置、ボランティアの活用(授業支援、放課後の学習支援、部活動支援、図書ボランティア等)

② 家庭教育への支援の充実

家庭教育力を高めるための、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親(保護者)が学べる場を充実します。また、親(保護者)が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育てが孤立しないよう地域での子育て支援に取り組めます。

- 家庭教育に関する学びの機会の充実
- 親(保護者)が学ぶ機会の充実や情報提供の推進
- 教育に関する保護者相談体制の充実
- 教育支援センターにおける教育相談の充実、相談体制の充実、相談窓口の周知
- 児童館子ども居場所づくり事業(子どもの遊び場等)
- 子育てサロンの実施
- 家庭における学習習慣の確立
- 家庭との連携による取組

子どもを健全に育む場の充実

① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労前まで成長していくことができるよう、児童が生活の場として自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、充実を図ります。

- 放課後児童クラブ育成事業
- 家庭に代わる生活の場の確保及び児童の健全な育成の推進
- 保護者の仕事と子育ての両立の支援

② 体験・交流の場の充実

家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の場をもった事業の充実を図ります。

- すくすく教室推進事業
- 学校や地域、家庭が一体となった子どもの安全・安心な居場所の確保
- 放課後や週末などの活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組の推進
- 放課後児童育成事業との連携
- 児童館子ども居場所づくり事業(子どもの遊び場等)
- 児童館事業の充実
- 児童館施設利用者のニーズに沿った運営

社会教育

市民相互がつながる
地域づくり

学校教育 ↔ 家庭教育

生涯学習

生涯学習は、家庭教育・学校教育・社会教育のすべての学習を含んでおり、生涯にわたる学習活動のことを指します。
何かを学ぶために、何かを学びたいと思ったとき、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「何んでも」学ぶことができるという環境が保障され、さらにその成果を適切に生かすことができる社会が、生涯学習社会です。

社会教育を推進するために

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応していくとともに、本市の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組みます。

そのため、SDGsの視点を取り入れ、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、市民がつながる地域づくりを促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組の推進に努めます。

基本目標 3

生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

基本目標 4

子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

子どもを健全に育む場の充実

社会教育を推進するために

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応していくとともに、本市の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組みます。そのため、SDGsの視点を取り入れ、一人一人の生涯にわたる学びを支援し市民がつながる地域づくりを促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組の推進に努めます。

生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

生涯を通じた多様な学びの充実と人権教育の推進

① 生涯を通じた学びの機会の充実

いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学ぶことのできる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現を目指します。学習情報の提供や相談体制(生涯学習相談員)の充実など、様々な学習支援を行います。

- 公民館市民講座等開設事業
- 市民企画講座、少年少女発明クラブ、子育て講座、熟年生き生き講座等
- 中央生涯学習センター事業
- 夏休み・冬休み親子企画、パンピオライブ缶、文学講座、3Dプリンター教室・講座等

② 地域へ広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進め、「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進します。

- 社会教育推進事業
- 社会教育関係団体への支援
- 公民館市民講座等開設事業
- 市民企画講座
- 各種団体サークル等活動支援事業
- サークルの施設利用促進、公サ達まつり等

③ 人を育て読書活動の推進

自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていくように、子どもの読書活動を推進します。また、誰もが生涯にわたって読書に親しむことができる環境を目指し、取組を進めます。

- 図書館サービスの推進・充実
- 乳幼児から大人まで、全ての年代に向けた読書啓発のためのイベント、講演会、図書展示等の実施、本の配送(アウトリーチ)サービス等
- 読書活動の充実(小・中学校)
- 図書館司書の配置、読書啓発活動の推進等

④ 人権教育・多様性への理解の推進

基本的人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、様々な人権問題について学ぶ機会の創出や課題を解決するための学習活動を推進します。

- 人権教育・啓発推進事業
- 人権問題研究市民集会、人権啓発作品募集、人権学習会や研修会の実施
- 人権教育の充実(小・中学校)
- 人権啓発標語やポスターの取組等

文化・スポーツの振興と文化財の保存活用

① 文化・芸術の振興

文化や芸術を学ぶことを通じて、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備とその活動の支援を推進します。また、文化施設を活用し、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

- 文化・芸術のまちづくり事業
- 長岡京芸術劇場、駅前広場コンサート等
- 文化活動推進・支援事業
- 名月の宴、市民文化まつり、長岡京展、市民文化教室、文化講座等

② スポーツの振興

いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。市民、各種団体との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブの支援により市民のスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上にむけた取組を支援します。

- 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- 全小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立
- スポーツ交流推進事業
- 若葉カップ全国小学生バドミントン大会、市民大運動会等
- スポーツ施設環境の整備
- 各施設の維持管理、市民のライフステージに応じた市民スポーツ活動の充実
- 学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校)
- 体育の授業づくりの推進や地域人材の活用等

③ 文化財の保存と活用

地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信していきます。また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めます。

- 総合的な文化財保存活用の推進
- 文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進(歴史文化めぐる、7つのものがたり事業など)
- 歴史講演会の開催
- 新庁舎での歴史資料の展示公開に向けた検討
- 「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集、調査・保存

長岡京市第2期教育振興基本計画



基本理念

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ
明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

目指す人間像

思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人
何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人
幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

家庭・地域・学校の連携・協働による教育の充実

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支える地域組織等を通して、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。また、新たに設置した学校運営協議会を、効果的・継続的な活動となるよう引き続き支援していきます。

- 地域見守り活動の推進
- 校区ごとのパトロールや安全・安心長岡京市子ども絵画展の実施、たそがれコンサート、中学生とトーク等
- 地域で支える中学校教育支援事業
- 地域コーディネーターの配置、ボランティアの活用(授業支援、放課後の学習支援、部活動支援、図書ボランティア等)

② 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親(保護者)が学べる場を充実します。また、親(保護者)が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育てが孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

- 家庭教育に関する学びの機会の充実
- 親(保護者)が学ぶ機会の充実や情報提供の推進
- 教育に関する保護者相談体制の充実
- 教育支援センターにおける教育相談の充実、相談体制の充実、相談窓口の周知
- 児童館子どもの居場所づくり事業
- 子育てサロンの実施
- 家庭における学習習慣の確立
- 家庭との連携による取組

子どもを健全に育む場の充実

① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労等により昼間、保護者が家庭にいない児童が生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、充実を図ります。

- 放課後児童クラブ育成事業
- 家庭に代わる生活の場の確保及び児童の健全な育成の推進
- 保育施設の拡充等のサービス内容の充実
- 保護者の仕事と子育ての両立の支援

② 体験・交流の場の充実

家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の視点をもった事業の充実を図ります。

- すくすく教室推進事業
- 学校や地域、家庭が一体となった子どもの安全・安心な居場所の確保
- 放課後や週末などの活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組の推進
- 放課後児童育成事業との連携
- 児童館子どもの居場所づくり事業(子どもの遊び場等)
- 児童館事業の充実
- 児童館施設利用者のニーズに沿った運営

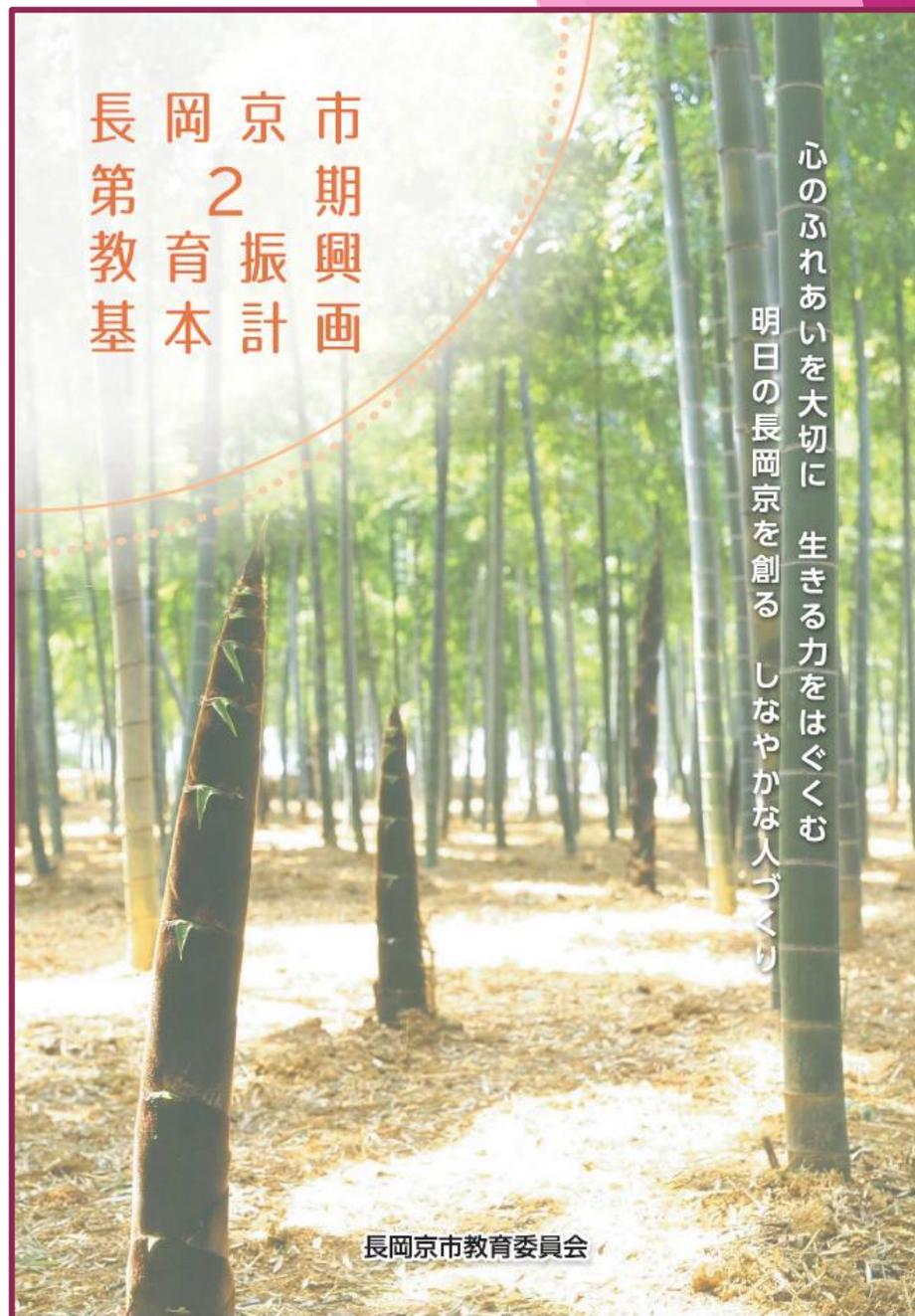


生涯学習は、家庭教育・学校教育・社会教育のすべての学習を含んでおり、生涯にわたる学習活動のことを指します。

何かをきっかけに、何かを学びたいと思ったとき、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「何度でも」学ぶことができるという環境が保障され、さらにその成果を適切に生かすことができる社会が、生涯学習社会です。

第2期教育振興基本計画

- ・本市教育が目指すべき方向性とその施策を明らかにし、教育施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、策定
- ・計画期間は令和3年度から10年間



まちが人をはぐくみ、
人がまちをつくる循環

生涯学習社会



社会教育委員は

社会教育法 第15条

「都道府県及び市町村に社会教育
委員を置くことができる」

設置は任意

長岡京市では

市民の皆さんの意見を幅広くお聴きし、生涯学習環境の整備、
青少年教育、家庭教育、文化・スポーツ振興等の施策の推進
に反映させるため、社会教育委員を設置。

お世話になる 社会教育委員の皆様

区分	選出団体等	委員
学識経験者	京都西山短期大学 客員教授	島袋 委員
	佛教大学 非常勤講師	内山 委員
社会教育関係団体 代表者	女性の会	瀧川 委員
	スポーツ協会	河原 委員
	少年補導委員会	浅田 委員
	文化協会	神谷 委員
	PTA連絡協議会	渡邊 委員
	人権啓発推進協議会	奥本 委員
	自治会長会	吉岡 委員
学校長	小中学校校長会	浅野 委員
公募	公募	鵜野 委員
	公募	木和 委員

社会教育委員の役割は

- ▶ 社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする。
- ▶ 社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱。

**社会教育に優れた知見を有する人々の知識を
社会教育行政に反映させていく。**

長岡京市社会教育委員会議では

- ▶ 社会教育に関する諸計画を立案する
- ▶ 教育委員会の諮問に応じて、意見を述べる
- ▶ 職務のために必要な研究調査を行う
- ▶ 社会教育関係団体への補助金交付に対して、意見を述べる 等

第1回社会教育委員会議

▶ 開 会 あいさつ

▶ 案 件

(1) 社会教育委員とは

(2) 令和5年度社会教育委員関連事業の年間計画について

(3) 令和4年度社会教育関係事業報告について

(4) 令和5年度社会教育関係事業計画について

(5) 市民向け冊子「社会教育って？」について

(6) 「生涯学習推進事業助成金」について

(7) その他

▶ 閉 会 あいさつ

第2回社会教育委員会議---11月ごろ

第3回社会教育委員会議---2月ごろ

本日はどうぞよろしく

お願いいたします。